

2022年10月31日

長野県立美術館

一般財団法人長野県文化振興事業団 御中

調 査 報 告 書

長野県立美術館第三者委員会

委員長 照井 勝

委員 飯田 高誉

委員 佐藤 恵太

目次

第1	調査の概要.....	1
1	当委員会の設置の経緯.....	1
2	当委員会の構成と独立性.....	1
3	調査目的.....	2
4	調査方法等.....	2
	(1) 調査期間.....	2
	(2) 調査方法.....	2
第2	長野県立美術館及び「霧の彫刻」作品の概要.....	3
1	長野県立美術館の概要・沿革.....	3
2	長野県立美術館における所蔵作品利用に関する取扱い.....	3
	(1) 所蔵作品の利用に係る内部決裁手続と利用許諾の取得.....	3
	(2) マスコミ対応における例外.....	4
3	「霧の彫刻」の概要.....	4
	(1) 「霧の彫刻」の構成.....	4
	(2) 「霧の彫刻」の設置経緯及び管理.....	5
第3	長野県立美術館における不正・不適切行為の存否.....	7
1	本件映像の撮影及び利用に関する経緯.....	7
2	本件における中谷氏側の指摘事項.....	10
3	長野県立美術館による行為の検討.....	10
	(1) 検討対象.....	10
	(2) 著作権法上の権利侵害行為.....	11
	(3) その他の長野県立美術館側の行為.....	16
第4	原因（問題点）と再発防止策.....	20
1	職員相互間のミス・コミュニケーション.....	20
2	対応フローの欠如.....	21
3	「霧の彫刻」作品又は作家の意向に対する意識の不足.....	22

本報告書における略称

本報告書における団体・個人の略称は、本文中に別段の定義のない限り、下表記載の略称を用いる。なお、括弧内の所属・役職等は、本報告書にかかる調査開始時点のものである。

略称	団体名称・個人氏名
長野県文化振興事業団	一般財団法人長野県文化振興事業団
O 館長	長野県立美術館 館長
A 学芸課長	長野県立美術館 学芸課長
B 職員	長野県立美術館 広報・マーケティング室 職員
プロセスアート	株式会社プロセスアート
中谷氏	中谷 芙二子 (プロセスアート代表取締役、芸術家(「霧の彫刻」作家))
C デザイン事務所	
D 氏	C デザイン事務所 デザイナー
E 氏	C デザイン事務所 取締役
F 氏	C デザイン事務所 PR & コミュニケーションズディレクター

ヒアリング対象者

括弧内の所属・役職等は、本報告書に係る調査開始時点のものである。

また、中谷氏・プロセスアート関係者及び C デザイン事務所関係者に対するヒアリングには、それぞれ各当事者の代理人弁護士が同席した。

長野県立美術館 関係者

- ・ O 館長
- ・ G 副館長 兼 広報・マーケティング室長
- ・ H 副館長 兼 総務課長
- ・ B 職員
- ・ A 学芸課長
- ・ I 学芸課 課長代理

中谷氏・プロセスアート 関係者

- ・ 中谷氏
- ・ J 氏
- ・ K 氏
- ・ L 氏

C デザイン事務所 関係者

- ・ D 氏
- ・ E 氏
- ・ F 氏

第1 調査の概要

1 当委員会の設置の経緯

長野県立美術館は、2021年6月、Cデザイン事務所より打診を受け、パリ・ファッションウィーク 2022年春夏コレクション出展映像の撮影を目的として、D氏がデザイナーを務めるウィメンズファッションブランド「(D氏ブランド名)」のショーの撮影を同美術館敷地内で行うことを許可した。同年9月、主に、長野県立美術館が所蔵・管理する中谷氏制作の「霧の彫刻#47610 -Dynamic Earth Series I-」（以下「霧の彫刻」という）の前、及び同作品内部（同作品にて発生する霧の中）において撮影が行われ、編集を経て完成した映像（以下「本件映像」という）は、Cデザイン事務所のウェブサイト、SNSアカウント、YouTube等を始めとする配信サービスその他外部メディアを通じて全世界に公開・配信された。

しかるに、本件映像公開後、中谷氏から、長野県立美術館に対し、本件映像における「霧の彫刻」の利用を許諾しておらず、また、本件映像中における「霧の彫刻」の利用態様が不適切である旨の指摘が為された。当該指摘を受け、長野県立美術館及び同美術館の指定管理者である長野県文化振興事業団は、本件映像の撮影・利用に関する事実関係の精査、並びに長野県立美術館における不正・不適切行為及びその発生原因の調査分析（以下「本件調査」という）を行うため、長野県立美術館及び長野県文化振興事業団から独立した外部の専門家による第三者委員会（以下「当委員会」という）を設置することとした。

2 当委員会の構成と独立性

当委員会は、次に掲げる3名の委員により構成される。

委員長	照井勝	青山総合法律事務所 弁護士
委員	飯田高誉	スクールデレック芸術社会学研究所所長 渋谷区立松濤美術館副館長
委員	佐藤恵太	中央大学法務研究科教授

また、次の調査補助者が当委員会の調査活動を補助した。

調査補助	伊藤真愛	青山総合法律事務所 弁護士
------	------	---------------

なお、当委員会がCデザイン事務所の代理人弁護士から受領した、2022年7月28日付け「通知書」においては、当委員会の客観性及び中立性について疑義があるとの指摘が為されたため、この点に関する当委員会としての見解を述べる。

当委員会の委員及び調査補助者は、日本弁護士連合会による「企業等不祥事における第三者委員会ガイドライン」（2010年7月15日公表、同年12月17日改訂）に準拠して選任されており、いずれも長野県立美術館及び長野県文化振興事業団との間で利害関係を有さない中立的且つ独立した地位において本件調査を行っていることから、上記指摘が当を得た

ものではないことは論を俟たない。また、同通知書においては、本報告書の公開による C デザイン事務所への名誉棄損の虞も指摘するが、当委員会による調査に対して徒に萎縮を招きかねず、かかる指摘には承服できないことも付言しておく。

3 調査目的

当委員会による本件調査の目的は、次のとおりである。

- ①本件映像の撮影及び利用（本件映像における「霧の彫刻」の利用）に係る事実関係の調査
- ②長野県立美術館の不正・不適切行為の有無とその発生原因の調査分析
- ③上記調査分析結果を踏まえた再発防止策の提言

4 調査方法等

(1) 調査期間

当委員会は、2022年2月22日から2022年10月31日までの間、本件調査を行った。

(2) 調査方法

当委員会は、次に掲げる方法により調査を行った。

- ・ 関係資料の収集
長野県立美術館、長野県文化振興事業団その他関係者から、本件調査において必要と思料される各種の資料（「霧の彫刻」制作関連資料、本件映像の撮影に係る関係者間の電子メール、長野県立美術館における会議体議事録等）の提出を受け、分析及び検討を行った。
- ・ 関係者へのヒアリング
本報告書冒頭「ヒアリング対象者」に列挙する関係者から事実関係に関するヒアリングを実施した。
- ・ 現地調査
長野県立美術館にて、「霧の彫刻」及び同作品が設置される「水辺テラス」（同美術館の本館棟と東山魁夷棟の間に位置）、並びに「風テラス」（本館屋上広場）周辺の現地視察を行うとともに、長野県立美術館及び長野県文化振興事業団の各関係者から、本件映像撮影時の状況に係る補足説明を受けた。

第2 長野県立美術館及び「霧の彫刻」作品の概要

1 長野県立美術館の概要・沿革

名称	長野県立美術館
所在	長野県長野市箱清水 1-4-4
館長	〇 館長
設立	1966年10月1日開館（旧称：信濃美術館） 博物館法登録博物館
指定管理者	長野県文化振興事業団
沿革 (概略)	1965年3月23日 財団法人信濃美術館設立 1966年5月28日 財団法人信濃美術館新築工事完成 1966年10月1日 信濃美術館開館 1969年6月1日 同美術館を長野県に移管し、長野県信濃美術館発足 1979年7月12日 長野県美術品取得基金条例制定 1986年4月1日 管理運営を財団法人長野県文化振興事業団に委託 1989年12月25日 平成元年8月着工の信濃美術館改修工事完成 2006年4月1日 財団法人長野県文化振興事業団を指定管理者とし、管理運営を委託 2014年4月1日 長野県文化振興事業団を指定管理者とし、管理運営を委託 2017年10月1日 改築工事のため本館休館 2021年4月10日 長野県立美術館として新築オープン

2 長野県立美術館における所蔵作品利用に関する取扱い

長野県立美術館においては、第三者（以下「利用希望者」という）から所蔵作品の利用希望を受けた場合、主に次の対応が取られている。

(1) 所蔵作品の利用に係る内部決裁手続と利用許諾の取得

所蔵作品を担当する学芸課職員（学芸員）の指示に基づき、利用希望の態様に応じて次のとおり取り扱う。

① 長野県立美術館が保有する所蔵作品の写真資料の利用を希望する場合

利用希望者に対して、所定の「資料利用申請書」フォームを交付し、所蔵作品の著作権者等の権利者から利用許諾を取得した旨を証する書面（承諾書等）を添付して提出するよう求める。当該添付書面とともに「資料利用申請書」の提出を受けた場合、コレクション

ョン係長、学芸課課長代理、学芸課課長、副館長 2 名及び館長の順で内部決裁を行う。

② ①以外の方法による所蔵作品の利用を希望する場合（所蔵作品の画像・動画の撮影等を含む）

上記①のような申請書等のフォームは存在せず、権利者の利用許諾を証する書面の提出や、内部決裁の手続に関するフローは定められていない。所蔵作品の利用態様や規模によっては、長野県立美術館内部の会議体である、学芸課会議（学芸課及び広報・マーケティング室の職員が出席する）・企画運営会議（各部署の係長以上が出席する）において報告し、承諾を得てから進める。

上記①、②いずれの場合においても、原則として、利用希望者自身が所蔵作品の作家（場合によってはその相続人）やその他権利者（以下「作家等」という）から利用許諾を取得することとされており、長野県立美術館が許諾（撮影物の二次利用等についての許諾も含む）の取得を代理することはない（但し、その旨を内部的にも外部的にも明らかにしてきたか否かは、不明である）。

また、長野県立美術館の敷地内にて撮影を行う場合、県営施設であることに鑑み、長野県の許可（撮影目的での施設への立ち入り許可）が必要となる。この場合、長野県立美術館の広報・マーケティング室職員が、長野県の文化政策課担当者を介して許可を取得している。

（2）マスコミ対応における例外

上記に拘わらず、長野県立美術館においてマスコミ等からの撮影取材を受ける場合は、広報・マーケティング担当室職員が主な担当として対応を行っている。当該マスコミ等の撮影取材に伴って、長野県立美術館内外の映像に所蔵作品が映り込むことがあるが、上記（1）①のようなフローは定められておらず、（特定の所蔵作品をメインとした撮影が含まれる場合を除き）特に作家等から許諾を得ることなく撮影が実施されている。

2021年4月の長野県立美術館のリニューアルオープン以降、同美術館では数多くの撮影取材を受けており、その中で「霧の彫刻」が映像に映り込むこともあったが、中谷氏から個別に許諾を得ることはなかったとのことである。

3 「霧の彫刻」の概要

（1）「霧の彫刻」の構成

「霧の彫刻」は、長野県立美術館のウェブサイト¹によれば「特殊なノズルから高圧力で水を噴出させ、人工的な『霧』を大量に発生させて制作する『彫刻』作品」であり、より具

¹ 長野県立美術館ウェブサイト「霧の彫刻 #47610 -Dynamic Earth Series I-」
(<https://nagano.art.museum/fureru1>)

体的には、同美術館の「水辺テラス」に設置された Fog システム（高圧ポンプ、Fog グライン、Fog ノズル、高圧給水管等からなる、霧を発生させる装置）を介して発生する霧により形成される作品である。なお、「水辺テラス」は、長野県立美術館の本館棟と東山魁夷棟の間に位置する屋外スペースである。同スペースは、常時解放された同美術館前の広場に面しており、同美術館の館内施設の利用者が否かに拘わらず、誰でも常時立ち入ることが可能な状態となっている。

当該作品における霧は、設置場所における気象調査を踏まえ、予め設定されたコンピューター・プログラム（以下「運転プログラム」という）に従い発生するものであり、霧の噴出時間が異なる複数のパターンの運転プログラム²が存在する。予め設定された曜日及び時刻に運転プログラムに従って霧が噴出されるスケジュール運転のほか、任意の時間に運転プログラムを操作し、これに従って霧が噴出されるマニュアル運転が可能である。いずれの運転プログラムも、冒頭からの再生と、運転中の非常停止の操作は可能であるが、任意のタイミングで中途から再生することはできない。

（２）「霧の彫刻」の設置経緯及び管理

「霧の彫刻」は、長野県とプロセスアートとの間の 2020 年 5 月 26 日付け業務委託契約（以下「本委託契約」という）に基づき、長野県立美術館³のコミッションワーク（委託制作）事業として制作・設置され、2021 年 4 月の同美術館のリニューアルオープンと同時に常設作品として一般公開された。本委託契約においては、「霧の彫刻」の利用（第三者に対する利用許諾の可否及びその条件等を含む）について、明示的に定める規定は存在しない。

なお、長野県立美術館の所蔵作品は、原則として同美術館の所蔵作品データベースに登録されているが、「霧の彫刻」は、同データベースに登録が為されていない。館長によれば、通常、作品を購入する場合、長野県の審査委員会と価格評価委員会における審査を経て所蔵作品データベースに登録されるという手順を経るところ、「霧の彫刻」は（購入ではなく）委託制作の作品であるという事情から、通常と異なる審査過程を経たために、同データベースへの登録が行われていなかったとのことである。

「霧の彫刻」は、冬季及び悪天候時を除き、スケジュール運転により、1 日数回、予め設定された時刻に同作品から霧を噴出させることにより展示が行われている。その運転時間は、中谷氏又はプロセスアート（以下、両者を総称して「中谷氏側」という）と長野県立美術館の間で明確に合意され、同美術館はその合意に従って展示を行ってきた。

なお、長野県立美術館は、中谷氏側から運転プログラムの操作方法に関する 2021 年 4 月 9 日付け「操作説明書」の提供を受けており、同美術館の学芸課職員の一部は、当該操作説

² 長野県立美術館の関係者によれば、霧の噴出時間が 5 分間の運転プログラムと、15 分間の運転プログラムの 2 パターンとのことであるが、プロセスアートの関係者によれば、これに加えて、雨天時用の 3 分間の運転プログラムが存在するとのことである。³ 本委託契約締結当時は、長野県立美術館の前身である信濃美術館であった。

³ 本委託契約締結当時は、長野県立美術館の前身である信濃美術館であった。

明書に従い、マニュアル運転により「霧の彫刻」の運転プログラムを操作することが可能である。

「霧の彫刻」のメンテナンス等は、プロセスアートの担当者により行われている。

第3 長野県立美術館における不正・不適切行為の存否

1 本件映像の撮影及び利用に関する経緯

当委員会の調査した限り、「霧の彫刻」を利用した本件映像の撮影及び本件映像について中谷氏から指摘を受けるに至った経緯の概要は、次のとおりである。

- [1] 2021年6月20日、長野県立美術館の広報・マーケティング室のB職員が、Cデザイン事務所のE氏から、ウィメンズブランド「(D氏ブランド名)」のパリ・ファッションウィーク 2022年春夏コレクション出展のため長野県立美術館敷地内をランウェイに見立てた撮影を行いたいとの申出を受けた。この時点では、「霧の彫刻」の利用については特に言及されていなかった。
- [2] 同年6月22日、長野県立美術館の学芸課会議において、B職員より、上記[1]の長野県立美術館敷地内における撮影に関して報告が行われた。同日、B職員は、E氏に対して、映像撮影が許可された旨を伝えた。
- [3] 同年7月初旬、B職員は、E氏から、「霧の彫刻」前での撮影が可能であるか、及び任意のタイミングで霧の噴出が可能であるか問い合わせを受けた。これを受け、B職員は、同月6日の学芸課会議において、当該問い合わせ内容をA学芸課長に確認し、翌7日、E氏に対して、「霧の彫刻」前での撮影が可能である旨と、運転プログラムの内容は変更できないものの任意のタイミングで霧を噴出することが可能である旨を連絡した。
- [4] 上記[3]以後から同年8月中にかけて、B職員とCデザイン事務所の担当者(E氏又はF氏)との間で、メール又は電話により、ロケーション・ハンティングや撮影日におけるスケジュール調整、撮影機材のセッティング、セキュリティ対応等に関する連絡が行われた。
- [5] 同年8月19日、B職員は、Cデザイン事務所のF氏から、同事務所が映像制作を委託したM株式会社の担当者の紹介を受けた。以降、B職員とM株式会社の担当者との間で、ロケーション・ハンティングや撮影日におけるスケジュール調整、立入り場所の確認等に関する連絡が行われた。
- [6] 同年9月1日、長野県立美術館の「水辺テラス」において、ロケーション・ハンティングが行われた。同美術館の担当者(A学芸課長及びB職員)、Cデザイン事務所及びM株式会社の各担当者、並びに映像監督のN氏が同席した。当該ロケーション・ハンティングでは、M株式会社の担当者又は映像監督の指示に従って、A学芸課長がマニュアル運転により「霧の彫刻」の運転プログラムを操作し、発生した霧の中をモデル役のエキストラが歩く等の動作確認が行われた。
- [7] 上記[6]以後から下記[14]までの間、B職員とM株式会社の担当者との間で、メー

ル又は電話により、以下に特記する事項のほか、撮影日におけるスケジュール、スタッフの人数、使用する機材や設備、駐車場の確認等に関する連絡が行われた。

- [8] 同年 9 月 6 日、B 職員が、M 株式会社の担当者から、長野県立美術館の敷地内に馬を入れて撮影を行いたいとの打診を受けた。その後、B 職員は、長野県文化政策課の担当者に対して、同美術館の撮影利用と併せて馬を入れることの可否を問い合わせた。
- [9] 同年 9 月 9 日、B 職員が、M 株式会社の担当者から、撮影のイメージ資料として「(D 氏ブランド名) 2022 S/S」(2021 年 8 月 25 日付) をメールで受領した。
- [10] 同年 9 月 12 日、A 学芸課長が、中谷氏に対して、次のとおり「霧の彫刻」を前にした撮影が行われる旨をメールで連絡した。なお、上記 [9] において受領した撮影のイメージ資料など、撮影方法や具体的な演出について共有は行われなかった。
- 「さて、本年 3 月の御来館時に、紹介させていただいた、(中略) ファッション・デザイナーの D さんから、来年のパリコレでのコレクションイメージの紹介のための撮影で、当館を使用したいとの申出があり、当館としては宣伝普及にもなるかと許可しました。つきましては、『霧の彫刻』を前にした撮影も行なわれることを御承知おきいただきたく、何卒、よろしくお願い申し上げます。」
- これに対して、同日、中谷氏から次のとおり返信を受け取った。
- 「了解です。D さんにどうぞよろしく。楽しみにしています。」
- [11] 同年 9 月 13 日、B 職員が、M 株式会社の担当者から、撮影の演出の一環として、本館屋上広場「風テラス」においてスモークを使用することが可能かとの打診を受けたため、これに対して、具体的な使用方法の説明が欲しい旨回答した。その後、同月 16 日、M 株式会社の担当者から、「風テラス」での撮影プランとスモークを使用する場所に関する説明を受けた。
- [12] 同年 9 月 14 日、B 職員が、E 氏に対して、「中谷さんより D さんへ『出来上がりを楽しみにしています。』と仰っていた」との旨をメールで連絡した。
- [13] 同年 9 月 17 日、B 職員が、A 学芸課長に対して、撮影当日のスケジュールと併せて上記 [9] の資料を共有した。
- [14] 同年 9 月 22 日、撮影当日
- 「霧の彫刻」が設置される「水辺テラス」及び「風テラス」において撮影が行われた。撮影にあたっては、M 株式会社の担当者又は映像監督の指示に従って、A 学芸課長がマニュアル運転により「霧の彫刻」の運転プログラム⁴を操作し、霧を発生させた。
 - スモークは、当初予定されていた「風テラス」のほか、「水辺テラス」においても使用された。「水辺テラス」におけるスモークの使用は、M 株式会社の担当者又は映像監督の当日の判断によるものであり、長野県立美術館側への事前の連絡又は

⁴ 長野県立美術館の関係者によれば、撮影当日に操作された運転プログラムが 5 分間のものか、15 分間のものかは、記録が残っておらず不明とのことである。

確認はなかった。

- [15] 映像監督及び M 株式会社の担当者が、上記 [14] で撮影された動画を編集加工し、本件映像を完成させた。なお、C デザイン事務所、M 株式会社又は映像監督（以下、総称して「C デザイン事務所側」という）は、長野県立美術館又は中谷氏側に対して、下記 [16] の配信に先立ち、本件映像の共有や確認を行うことはなかった。
- [16] 同年 9 月 28 日、本件映像の配信開始
- 本件映像は、「霧の彫刻」において発生する霧の中をモデルが歩く映像を主として構成されている。
 - 本件映像は全編約 4 分 5 秒であり、演出の概要は次のとおりである。
 - ・ 00 分 00 秒頃～3 分 00 秒頃：「水辺テラス」にて、「霧の彫刻」において発生する霧の中をモデルが歩く映像。
 - ・ 3 分 00 秒頃～3 分 16 秒頃：ドローンを利用して「水辺テラス」を引きで撮影し、そのまま再度霧に飛び込むような映像。
 - ・ 3 分 16 秒頃～3 分 18 秒頃：「水辺テラス」から「風テラス」に場面が切り替わる。
 - ・ 3 分 18 秒頃～3 分 27 秒頃：「風テラス」においてモデルが歩く映像。
 - ・ 3 分 27 秒頃～3 分 30 秒頃：「風テラス」から「水辺テラス」に場面が切り替わる。
 - ・ 3 分 30 秒頃～3 分 55 秒頃：「水辺テラス」にて、「霧の彫刻」において発生する霧の中をモデルが歩く映像。この内、3 分 55 秒頃～4 分 2 秒頃、「霧の彫刻」において発生する霧の動きのみが逆再生されている。
 - C デザイン事務所の関係者によれば、本件映像の内 3 分 16 秒頃～3 分 18 秒頃と 3 分 27 秒頃～3 分 30 秒頃（「水辺テラス」と「風テラス」との場面の切り替え時、及び「風テラス」内の場面）、「霧の彫刻」と連続的な視覚効果を生じさせることを目的として、スモークの映像が利用されているとのことであった。但し、同関係者によれば、いずれも「風テラス」内で使用されたスモークの映像であり、「水辺テラス」において使用されたスモークの映像は利用されていないとのことであった。
 - 本件映像は、「(D 氏ブランド名)」のパリ・ファッションウィーク 2022 年春夏コレクション出展用映像として公開され、C デザイン事務所のウェブサイト、SNS アカウント、YouTube 等を始めとする配信サービスその他外部メディアを通じて全世界に公開・配信された。また、本件映像の一部は、商談時のビジュアル資料や、店頭発売に向けた広報目的で使用された。
- [17] 同年 9 月 30 日、A 学芸課長は、中谷氏から、本件映像における「霧の彫刻」の無断利用等について指摘するメールを受領した。

2 本件における中谷氏側の指摘事項

中谷氏側から O 館長宛てに送付された 2021 年 10 月 5 日付け「『(D 氏ブランド名) Spring Summer 2022 Collection “(コレクション名)”』映像・写真の撮影及び利用につきまして」と題する書面、中谷氏側代理人弁護士から D 氏宛てに送付された 2021 年 10 月 20 日付け「回答書」と題する書面、その他関係者間のメール又は協議に係る記録、並びに本件調査におけるヒアリングにより、中谷氏側から著作権侵害等の問題があると指摘を受けている事項（以下「本件指摘事項」という）の概要は、以下のとおりである。

① 本件映像における「霧の彫刻」の無断利用

中谷氏側の許諾なく、「霧の彫刻」の運転の全部又は一部を撮影し、当該動画を編集して制作した本件映像の全部又は一部を、「(D 氏ブランド名)」のパリ・ファッションウィーク 2022 年春夏コレクション出展映像として、「(D 氏ブランド名)」のウェブサイト等において配信等していること

② 本件映像における「霧の彫刻」の無断改変等

中谷氏側の許諾なく、本件映像の撮影及び編集の過程において、次のとおり「霧の彫刻」に改変を加えていること

- ・ 「霧の彫刻」において噴出される霧を撮影し、その動画を編集加工していること
- ・ 「霧の彫刻」が設置されている「水辺テラス」及び「風テラス」においてスモークを使用して撮影を行うとともに、「風テラス」におけるスモークの映像を「霧の彫刻」において噴出する霧の映像に挿入し、同作品の一部であるかのような編集を加えていること
- ・ 「霧の彫刻」において噴出する霧の映像の一部について、逆再生の編集を加えていること

③ 中谷氏の意に反するクレジット表記

本件映像の配信とともに、中谷氏の意に反するクレジットが表示されていたこと

3 長野県立美術館による行為の検討

(1) 検討対象

本件調査の目的は、第 1 の 3 に記載のとおり、長野県立美術館の不正・不適切行為の有無とその発生原因の調査分析、及び当該分析結果を踏まえた再発防止策の提言である。

そのため、本報告書においては、本件指摘事項に関する長野県立美術館の行為に限定してその責任を論じるものとし、その他関係者の行為に係る認定・評価及び責任の有無(C デザイン事務所又はその関係者が、中谷氏側の主張する著作権侵害等の責任を負うか否かを含む)については、直接の検討対象としない。

(2) 著作権法上の権利侵害行為

長野県立美術館の不正・不適切行為の有無及びその内容について、まず、本件指摘事項として掲げた各行為について、長野県立美術館に、著作権法上の権利侵害（又はその幫助）と評価される行為が認められるかを検討する。

ア 著作権を侵害する行為の有無

(ア) 前提

まず、本件映像における「霧の彫刻」の無断利用及び無断改変等（上記 2 の本件指摘事項①及び②）について、長野県立美術館に著作権侵害と評価される行為が認められるかを検討する。

その前提として、当該事項に関する長野県立美術館及び C デザイン事務所側の行為は、大要以下のとおり整理できる。

- a) 長野県立美術館が、C デザイン事務所から、同美術館の「水辺テラス」に設置された「霧の彫刻」前において映像を撮影したいとの申出を受け、C デザイン事務所に対してこれを許可するとともに、中谷氏側にもその旨連絡した。
- b) C デザイン事務所側が、「霧の彫刻」において発生する霧の中でモデルを歩かせ、また、演出の一部にスモークを使用して、その様子を撮影した。その際、長野県立美術館は、C デザイン事務所側の指示に従って「霧の彫刻」の運転プログラムを操作し、霧を発生させた。
- c) C デザイン事務所側が、上記 b) で撮影した動画に編集加工（映像の一部の逆再生や、「風テラス」におけるスモークの映像の使用等を含む）を加えて、本件映像を制作した。
- d) C デザイン事務所が、完成した本件映像を、配信サービス等を通じて配信した。

このうち、著作権法上の利用行為という観点からは、「霧の彫刻」の撮影行為（複製）、撮影した動画を用いた本件映像の編集制作行為、本件映像の配信行為（送信可能化）の 3 段階の行為について、それぞれ検討する必要があると考えられる。

(イ) 長野県立美術館の行為の評価

上記 a)～d) の各行為のうち、本件映像に関連して長野県立美術館が行った主たる行為は、a) 「霧の彫刻」前において映像を撮影したいという C デザイン事務所の申出に応じて、長野県立美術館の施設の利用を許可した行為（正確には、同美術館の敷地・施設における撮影を許可する旨を、C デザイン事務所に伝達した行為と、中谷氏側にその旨を連絡した行為）、及び、b) C デザイン事務所側が「霧の彫刻」を利用して撮影できるよう、その運転プログラ

ムを操作して霧を発生させた行為である。

一方、c) 本件映像の編集制作行為、及び d) 本件映像の配信行為については、いずれも長野県立美術館がそれらの行為を行ったとは評価できない。C デザイン事務所も認めているように、完成された本件映像について、配信開始されるまでの間、その内容を長野県立美術館は確認しておらず（上記第 3 の 1 [15]）、本件映像の編集制作行為及び送信可能化行為について長野県立美術館が関与していなかったことは明らかである（なお、本報告書の目的に従い、C デザイン事務所側による翻案権又は送信可能化権侵害の有無については検討の対象とはしない）。

そのため、ここで検討対象となるべき長野県立美術館側の行為は、撮影のために敷地・施設の利用を許可した行為と、C デザイン事務所側が「霧の彫刻」を撮影することができるようにした行為のみということになる。しかし、これらは著作権法に基づき著作権者の許諾を要する利用行為そのものには該当しない。

他方、「霧の彫刻」の複製行為、すなわち、「霧の彫刻」を撮影して媒体に固定する行為について、長野県立美術館がこれを幫助したといえるか否かが問題となりうる。実際に撮影行為を行った C デザイン事務所側の撮影チーム（映像監督及び M 株式会社）と長野県立美術館との間に契約関係等は存在しないものの、長野県立美術館が同美術館の敷地・施設の利用を許可しない限り、当該撮影チームが撮影を行うことはできなかつた。加えて、霧の噴射を行う運転プログラムの稼働も、A 学芸課長によって行われたものである。

このように、長野県立美術館側に一定の関与は認められるところ、かかる行為を著作権侵害の幫助であると評価することができるためには、C デザイン事務所側の撮影行為が著作権侵害と評価されることが必要となる。

そのため、次に（長野県立美術館の行為の評価に必要な範囲で）C デザイン事務所側の撮影行為が著作権侵害に該当する行為であるかを検討する。

（ウ）著作権制限規定の適用

「霧の彫刻」は、長野県立美術館の本館棟と東山魁夷棟の間に位置する屋外スペース「水辺テラス」に設置された「特殊なノズルから高圧力で水を噴出させ、人工的な『霧』を大量に発生させて制作する『彫刻』作品」である。この点、著作権法第 46 条柱書は、次のとおり著作権の制限について規定している。

「美術の著作物でその原作品が前条第 2 項に規定する屋外の場所に恒常的に設置されているもの又は建築の著作物は、次に掲げる場合を除き、いずれの方法によるかを問わず、利用することができる。」

当該規定の「前条第 2 項にいう屋外の場所」とは、著作権法第 45 条第 2 項により、「街路、公園その他一般公衆に開放されている屋外の場所又は建造物の外壁その他一般公衆の

見やすい屋外の場所」を指すと解釈されている。「霧の彫刻」は、上記のとおり「霧」を発生させることによって形成される作品であるから、運転プログラムによって霧を噴出する指示が出されない限り、作品を鑑賞することができない。しかし、その霧の出発点であるノズルが設置されている「水辺テラス」は、その全部が完全に屋外に設置されており、かつ、同美術館の館内施設の利用者か否かに拘わらず、常時立ち入ることが可能な場所である（上記第2の3(1)）。更に、ノズルから霧が噴出された際、「水辺テラス」の正面（長野県立美術館の本館棟を右、東山魁夷棟を左に見る位置）からは、遮蔽物が一切ない状況で「霧の彫刻」において噴出される霧の全体を見ることが可能である。とすれば、「霧の彫刻」は、著作権法第46条の「屋外の場所」に設置されているという要件を満たすこととなる。

また、「霧の彫刻」は、2021年4月に長野県立美術館の常設作品として公開されて以降、冬季及び悪天候時を除き、1日数回、予め設定された時刻に継続して展示が行われており（加えて、中谷氏側から、マニュアル運転の操作方法を含む「操作説明書」も提供されている（上記第2の3(1)及び(2)）、「恒常的」な設置も認められるといえよう。

したがって、「霧の彫刻」は、著作権法上は、態様の如何を問わず（著作権法第46条の「いずれの方法によるかを問わず」）自由に利用することができるものと解されることとなる⁵⁶。

上記のとおり、著作権の制限規定の要件を満たす限り、「霧の彫刻」が著作物性を有するか否かの検討をするまでもなく、少なくとも「霧の彫刻」を動画として撮影する行為は、著作権侵害を構成しないという論理的帰結が導かれる。このように、主たる行為となるべきCデザイン事務所側の撮影行為が著作権侵害にならない以上、その幫助行為も同様に侵害を構成しないことになる。

⁵ 翻訳・翻案等による利用について、各制限規定の適用関係を定める著作権法第47条の6には、著作権法第46条への言及がないことから、翻案・変形といった行為について同法第46条は適用されないと解する余地がある。著作権法第46条第1項には、「いずれの方法によるかを問わず」との文言があるから翻訳・翻案に言及しなかったという解釈が通例と思われるが、屋外に展示された作品をばらばらに分解してそれぞれを販売するような行為を法が許しているとは想定されず、それと同様に撮影した動画を変形利用した別作品をつくって送信可能化するという場合には、（その適否は、ともかくとして）当該美術作品を撮影した動画について認められるべき著作権法第46条の制限の効果がもはや及ばなくなるとの解釈論もあり得よう。但し、この解釈論の成否を待つまでもなく、長野県立美術館は、撮影された動画を編集加工（改変）して利用する段階以降には一切関与していないことから、本報告書本文の結論が左右されるものではないと考える。

⁶ 「霧の彫刻」が、双方（中谷氏側と長野県立美術館）の合意通りに用いられていない場合には、著作権法第46条は適用されるべきではないという解釈の余地もあり得るが、著作権の制限の各規定が立法された理由は、著作物の利用について権利者側と利用者側の適切なバランスをとるためであって、当事者間において明確に合意されている場合を除き、制限規定該当行為を限定することは想定されていないというべきである。いわんや契約合意の当事者でない者（例えば、Cデザイン事務所側）は、これに拘束されるものではない。

イ 著作者人格権を侵害する行為の有無

(ア) 前提

当初、中谷氏側代理人弁護士から送付された2021年10月20日付け「回答書」と題する書面には、著作権侵害に関する申立ての記載だけであったが、その後の当事者間の協議及び中谷氏側のヒアリング等において、霧の動きに逆再生が加えられていることや、スモークが使用されていること等について、「霧の彫刻」をアーティストの承諾無く改変する行為であるとの主張が為された（上記2の本件指摘事項②）。加えて、本件映像の配信とともに表示されていたクレジット（中谷氏がコラボレーションして本件映像を制作したと思わせるクレジット）について、中谷氏側の意に反するものであるとの主張がされた（上記2の本件指摘事項③）。これらは、著作権法に規定される著作者人格権に係る問題（著作権法第17条第1項、具体的には同一性保持権と氏名表示権の問題）と捉える可能性があるため、ここで検討しておく。

(イ) 「霧の彫刻」の改変行為

著作権法第20条第1項が定めているのは、次のとおり、著作者の意に反する著作物等の改変禁止である。

「著作者は、その著作物及びその題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする。」

この点、長野県立美術館が事前にスモークの使用を許可していた場所は、本館屋上「風テラス」のみであったが、「風テラス」は「霧の彫刻」とは距離が離れており、当該場所で焚かれたスモークが同作品の霧と混然一体となる（すなわち、霧の改変となる）可能性は低いといえる。また、「霧の彫刻」が設置されている「水辺テラス」でのスモークの使用は、長野県立美術館に無断で行われたものであった（上記第3の1 [14]）。更に、「風テラス」におけるスモークの映像の本件映像への挿入や、撮影された霧の映像の逆再生といった改変行為は、撮影された動画を編集加工して本件映像を制作する過程でCデザイン事務所側が行ったものであって、長野県立美術館は当該編集加工には一切関与していない。そのため、これら改変について、長野県立美術館に同一性保持権侵害に該当する行為があったとは認められない。

なお、長野県立美術館が、Cデザイン事務所側による撮影当日、中谷氏側と長野県立美術館が予め合意していたタイミング以外の時間に霧を噴出させた行為が改変にあたるかについて、念のため付言する。当委員会は、当該行為は著作権法第20条第1項で禁止される改変行為にはあたらないと考えている。最高裁判決によれば、著作権法第20条1項が適用される可能性が生じるのは、「霧の彫刻」の表現の本質的特徴が改変された場合に限られるが

7、合意された噴出時刻（タイミング）は、表現の本質的特徴とはいえないからである。長野県立美術館ウェブサイトにおける「霧の彫刻」の説明文⁸においても、また当委員会が行った中谷氏側のヒアリングにおいても、「霧の彫刻」の意味として中谷氏側から語られる内容に、何時に霧を噴出するという要素は含まれていない（例えば、作品によっては、夕日に映える時間等に展示することに作品の本質がある等の指定が考えられる可能性があるが、その種の説明はなかった）。その意味では、中谷氏側と長野県立美術館との間で予め合意されている霧の噴出時刻（タイミング）ではないタイミングに霧を噴出させたことが事実であるとしても、その行為は、著作権法上問題となる改変行為に該当しないと考えられる。

（ウ）クレジット表記

クレジット表記は、著作権法第 19 条第 1 項に規定される氏名表示権の問題となり得るが、同規定は、次のとおり、氏名を表示するとしてどのような表記にするかも著作者に決定権を委ねている。

「著作者は、その原作品に、又はその著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名若しくは変名を著作者名として表示し、又は著作者名を表示しないこととする権利を有する。（以下略）」

当該規定は、著作物性が認められる作品に関するものであるが、「霧の彫刻」が著作物であるか否かの判断に拘わらず、美術館収蔵作品を「美術作品」として尊重する慣行に鑑みれば、同作品については、仮に著作物性が認められない場合でも、氏名表示権をめぐる同条項を適用されるものとして取り扱うべきことは論を俟たない。

もっとも、本件においては、長野県立美術館は、本件映像の公開前に、明示的に中谷氏の意に反するクレジット表記を行うことについて承諾を得るよう C デザイン事務所側から求められたことはない（当該クレジットは、配信された本件映像の編集段階において、C デザイン事務所側の担当者である F 氏が付加したものであることがヒアリングで確認されている）。すなわち、長野県立美術館は、当該クレジット表記には一切関与していないことから、氏名表示権侵害の責任を負うものではない。

ウ 小括

以上に検討したとおり、本件指摘事項として掲げた各行為について、長野県立美術館に、

⁷ 最高裁平成 10 年 7 月 17 日判決（平成 6 年（オ）1082）裁判所 WP [諸君！]

https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/040/063040_hanrei.pdf

⁸ 前掲注 1 における作品写真と中谷氏の写真の間に記載された作品の説明文を指す。この文章は、「だとされる。」と結ばれており、中谷氏自身による説明を伝聞的に記載したものと推測される。

著作権侵害又は著作者人格権侵害と評価される行為は認められない⁹。

(3) その他の長野県立美術館側の行為

上記のとおり、長野県立美術館に著作権法上の権利侵害と評価される行為が認められないとしても、本件における同美術館の行動に今後の改善を要すべき点があったかについては別途検討に値する。

ア 検討

① 作品利用時における作家等の許諾の要否

いわゆる現代アートにおいては、「霧の彫刻」のように自然現象や偶然性をその表現に取り入れるなど、多種多様な形態の作品が数多く存在する。アート業界においては、このような作品の形態や、これが著作権法に定める著作物の厳密な定義に該当するかに拘わらず、作品自体ないしはその作家の意向を尊重するとともに、作品を主として利用する際は作家等の許諾を取得することが、業界内で一般的に受け入れられている慣例であると言っても過言ではない。

長野県立美術館においても、利用希望者が所蔵作品を利用する際は、原則として当該所蔵作品の作家等から許諾を必要とするという運用が行われていた（上記第2の2(1)）。本件映像における「霧の彫刻」の利用についても、少なくとも当委員会がヒアリングを行った長野県立美術館及びCデザイン事務所の関係者は、いずれも（著作権法上の権利についての許諾という趣旨であるかは措くとしても）中谷氏側の許諾が必要であると認識していた。

② 許諾取得について説明等を行う義務

作家等から所蔵作品の利用許諾を取得するためには、その前提として、所蔵作品の利用方法、範囲、態様等（以下「利用方法等」という）を作家等に対して明らかにする必要がある。

しかしながら、所蔵作品の利用方法等は利用希望者の意向に完全に依拠しており、長野県立美術館がその詳細を正確に把握し、作家等に伝達することは容易ではない。

本件においても、次に記載するとおり、長野県立美術館が本件映像の最終的な構成や演出（スモークの使用方法や「水辺テラス」での利用の有無、逆再生等の編集の態様を含む）について、具体的に認識したのは本件映像の撮影日又はその公開・配信後であり、その利用方法等を正確且つ具体的に把握することは困難であったと言わざるを得ない。

⁹ 中谷氏側に対するヒアリングの際に、「霧の彫刻」が単なる霧の素材としてしかみられておらず、作品としてリスペクトされていないという趣旨の主張が何度か為された。著作権法以外に法的構成は考えられるのかもしれないが、ヒアリングに同席した中谷氏側の代理人弁護士からも著作権法以外の法的構成への言及はなかった。そのため、本報告書においては、長野県立美術館に対する中谷氏側の当初の抗議内容（及びそこから演繹できる内容）に限定して検討を行った。

- ・長野県立美術館の担当者と C デザイン事務所又は M 株式会社の担当者との間のやり取りは、主として撮影の場所・時間・人数等の確認、施設・設備の利用可否、搬入手順の指示等、撮影作業に関する事務的な連絡がほとんどであったこと。
- ・2021 年 9 月 1 日のロケーション・ハンティングでは、「霧の彫刻」の中をモデル役のエキストラが歩く様子の撮影が行われたものの、本件映像の具体的な構成や演出に関する説明は特に行われなかったこと。
- ・2021 年 9 月 9 日に M 株式会社から長野県立美術館に対して提供された撮影イメージ資料「(D 氏ブランド名) 2022 S/S」(以下「撮影イメージ資料」という)には、撮影シーンのイメージ画と演出の概要が記載されているが、これらはいずれも当該資料制作時点(同資料によれば、2021 年 8 月 25 日)の案に過ぎず、確定的なものではなかったこと(実際に、同資料にて言及されている「浮遊」、「落下」、「ダンス」、「動物」等の一部シーンは本件映像において確認できない)、また、同資料以外に本件映像の具体的な構成や演出を記した絵コンテ等の資料は提供されていないこと。なお、同資料において、逆再生の編集を加える可能性について言及されているものの、具体的な編集方法について確定的な記載はなかった。また、同資料において、スモークの使用に関する言及はなかった。
- ・2021 年 9 月 13 日、本館屋上広場「風テラス」におけるスモークの使用について M 株式会社の担当者から説明を受けたものの、撮影当日の「水辺テラス」におけるスモークの使用については事前の説明がなく、また、長野県立美術館の同意のないまま行われたこと。
- ・2021 年 9 月 22 日に撮影が行われた後、編集を加えて完成した本件映像が同月 28 日に公開・配信されるまでの間、C デザイン事務所側から、長野県立美術館に対して、編集済みの映像やその編集方法等について確認の依頼や共有がなかったこと。

上記事実からすれば、所蔵作品の利用にあたっては、その利用主体である利用希望者が作家等から直接利用許諾を取得すべきであり、本来は許諾取得業務を扱うべき立場にない長野県立美術館が(利用希望者に代わり)作家等から許諾を取得すべき義務までは認められないというべきである。

一方、長野県立美術館の所蔵作品は、長野県の所有物又は寄託物であることに加えて、長野県立美術館の敷地内における撮影には、同美術館の許可と協力(及び、第 2 の 2 (1) に記載のとおり同美術館を介して長野県の許可)を得る必要がある。のみならず、「霧の彫刻」を利用するには長野県立美術館の学芸課職員による運転プログラムの再生操作を要するなど、「霧の彫刻」をはじめとする所蔵作品の利用にあたっては、長野県立美術館の同意・協力が不可欠である。そのため、利用希望者も、まず(直接作家等にアプローチを行うのではなく)長野県立美術館に対して、所蔵作品の利用に係る問い合わせや申請を行うのが通常の

手続であり、同美術館は、事実上、所蔵作品の利用希望に関する一定の窓口としての機能を有していると言える（なお、ここでいう「窓口」とは、所蔵作品の利用を行うための一般的な手続窓口（所蔵作品の利用にあたり長野県立美術館に対して申請すれば、作家等からの利用許諾の取得を含めすべて同美術館経由で手続が進められる）という趣旨ではない。例えば、所蔵作品の動画撮影のために、撮影機材を持ち込み、かつ撮影しやすい場所を一時的に占有的に利用することに対する、いわゆる「撮影のための立ち入り許可」を、利用希望者は長野県立美術館から取得する必要があるところ、それがなければ撮影することはできないという意味で、事実上の窓口として機能しているという意味にすぎない。上記のとおり、本来、作家等の利用許諾は利用希望者が直接作家等から取得すべきものであり、長野県立美術館はそれを代行する立場にはなく、またその権限もないと考えるべきだからである）。

更に、長野県立美術館は、博物館法に基づく登録を受けた博物館であり、一般市民に対して、所蔵作品の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行うことが義務づけられている¹⁰。

これらの事情を考慮すれば、長野県立美術館は、利用希望者に対して、所蔵作品の作家等から許諾を取得するよう求めることを含む、適切な利用方法を説明、助言、指導等すべき立場にあると考えられよう。

イ 評価

上記アにおける分析を前提とする、本件における長野県立美術館の主な行為は、次に掲げる2点において、適切さを欠く側面があったと言わざるを得ない。

① 「霧の彫刻」利用許諾の取得に関する説明等を行う義務の懈怠

上記第3の1[3]によれば、長野県立美術館は、遅くとも2021年7月6日の時点で、Cデザイン事務所側が「霧の彫刻」を利用して映像の撮影を行うことを把握していた。その後も、長野県立美術館とCデザイン事務所側の担当者間における度重なるメールのやり取りや、同年9月1日のロケーション・ハンティング（同[6]）など、長野県立美術館が本件映像の撮影準備に関与する機会が数多く存在していたにも拘わらず、Cデザイン事務所側に対して、「霧の彫刻」の利用許諾を中谷氏側から取得するよう明示的に求めるなど、許諾の取得に関する説明、助言、指導等を一切行わなかった。当該事実によれば、長野県立美術館は、上記アにて論じた説明等を行う義務を懈怠していたと言わざるを得ない。ただ、この義務懈怠に対する効果を直接規律する具体的規範（ルール）は確認できず、当委員会の調査した限りでは、不法行為（民法第709条）に基づく賠償請求を生じさせるものとは判断できなかった。さはさりながら、当該義務違反と同種の事由を防止すべき必要性が高いことは明らかであり、その防止策等を第4において提言する。

¹⁰ 博物館法第3条第1項第3号及び第4条第3項、並びに長野県立美術館条例第11条第1号。

② 作品の利用に係る許諾を得ていると誤認し得る行為

のみならず、本来、利用希望者である C デザイン事務所側が中谷氏側からの許諾を直接取得すべきであるにも拘わらず、長野県立美術館は、2021年9月12日付けのメールで中谷氏側に対して「霧の彫刻」の撮影に関する連絡を行ったうえ、更に、C デザイン事務所側に対して、あたかも中谷氏側が「霧の彫刻」の利用を許諾したと受け取れるような連絡を行っている（上記第3の1 [10]、[12]）。このように、長野県立美術館が、「霧の彫刻」の利用許諾を取得できたと C デザイン事務所側が誤認し得る原因を作出し、かつ、その後も中谷氏側と直接連絡をとることを促すなど、同美術館側が本来果たすべき役割を果たすことなく漫然と撮影行為に協力していたことは問題であるといえよう。

なお、念のため付言すると、2021年9月12日付で A 学芸課長が中谷氏に送信したメールに対する、同日付の中谷氏の返信をもって、本件映像における「霧の彫刻」の利用に関する適切な許諾を得たとは評価することはできない。当該メールでは、撮影イメージ資料の共有やその他「霧の彫刻」に関する利用方法等の説明は行われていなかった。それどころか、同メールは、長野県立美術館敷地内における撮影において「霧の彫刻」が付随的・部分的に映り込むものと捉えられかねない内容であり、撮影する映像が動画か静止画かも記載されておらず、許諾の取得方法としては、あまりに粗雑なものと言わざるを得ない。このように、中谷氏側は、利用方法が動画であるとすら認識できたか否か定かでないメールが1通送られたに過ぎず、これに対する返信があった一事をもって、長野県立美術館と中谷氏側との間で、「霧の彫刻」の利用にかかる適切な交渉が行われ、それを前提とする返信が為されたと事実認定することはできないためである。

但し、(i) 上記ア②記載のとおり事前に長野県立美術館が本件映像の最終的な構成や演出、利用方法等を正確且つ具体的に把握することは困難であったこと、(ii) 本件映像の公開・配信に先立ち編集済みの映像やクレジット表記について確認する機会がなかったこと等、（特に本件指摘事項②及び③との関係で）C デザイン事務所側から長野県立美術館に対する情報提供が不足していた。このように、長野県立美術館側にも酌むべき事情があったことを指摘しなければならない。そして、長野県立美術館が一定の責任を負うとしても、その責任は、C デザイン事務所側の責任と次元の異なる問題と考えられる。

第4 原因（問題点）と再発防止策

1 職員相互間のミス・コミュニケーション

上記第3にて論じた、長野県立美術館による不適切行為の直接的な原因の一つは、長野県立美術館における各担当者間、特に、広報・マーケティング室と学芸課との間、及び学芸課職員相互間のミス・コミュニケーションにある。

長野県立美術館の関係者に対するヒアリングの結果、2021年7月6日の学芸課会議では、「霧の彫刻」前で、霧を噴出した状態で撮影を行う予定である旨が報告されており（上記第3の1[3]）、この時点で、広報・マーケティング室と学芸課とは、「霧の彫刻」が（映り込みの範囲を超えて）撮影の対象となることの認識を共有していたはずである。にも拘わらず、遅くとも2021年9月上旬まで、「霧の彫刻」の担当学芸員であるA学芸課長は、Cデザイン事務所側が「霧の彫刻」の利用について中谷氏側の利用許諾を得ているものと考えていた（又は利用許諾を要するとの意識が欠けていた）のに対し、広報・マーケティング室担当者のB職員は、A学芸課長が中谷氏側の許諾取得に関する対応を行っているものと考えていた。そのため、両部署間で、中谷氏側の利用許諾の取得に関するCデザイン事務所側への説明の有無について明示的に確認・共有等が行われることはなかった。

その結果、いずれの担当者からも、Cデザイン事務所に対して、本来行われるべき「霧の彫刻」の許諾の取得に関する説明等（Cデザイン事務所側から直接中谷氏側に連絡して為されるべきであること等）が行われることはなかった。

つまり、本件は、長野県立美術館の担当部署間の悪意なきミス・コミュニケーションを皮切りに、関係者全員が“他の担当者・当事者が相互に中谷氏側の許諾を取っている”という誤解に陥り、かかるミス・コミュニケーションの連鎖により、映像編集と配信に関する許諾の取得がいわば“真空地帯”のまま企画が進行していたものと評価できよう。

更に付言すれば、上記ミス・コミュニケーションが発生した一因として、マスコミ対応に関する取扱いの特殊性が挙げられる。上記第2の2(2)のとおり、マスコミの撮影取材は、広報・マーケティング担当室が担当しており、当該撮影取材時に所蔵作品が映り込んだとしても、特に作家等から許諾を得ずに進めていたとのことである。

Cデザイン事務所から打診を受けた当初、広報・マーケティング室ではこれを“マスコミ等の撮影取材”に類するものと捉えていたようである。これにより、中谷氏側の許諾取得に関する認識が希薄化し、一方で、学芸課としても広報・マーケティング室に対応を任せきりになる（主体的に許諾の要否を確認するというボランティア（自主性）の失敗）という状態が生じた結果、上記ミス・コミュニケーションの陥穽が発生したものと推認される。

しかし、形式的に“マスコミの撮影取材”に分類され得るものであっても、その撮影における所蔵作品の利用方法等は多種多様である。今後は、利用希望者の属性や形式に拘わらず、

個別具体的に所蔵作品の利用方法等を確認するとともに、(適宜学芸課にも相談のうえ)作家等の許諾の要否を検討すべきである。

また、作家等の許諾が必要であると判断された場合、広報・マーケティング室担当者と学芸課担当者との間で密に連携を取り、少なくとも作家等の許諾取得状況やこれに関する利用希望者への説明の有無等については、必ず相互に且つ明示的に共有・把握しておくことが必要であるとする。

2 対応フローの欠如

上記第2の2のとおり、長野県立美術館では、「霧の彫刻」を含む所蔵作品の利用希望を受けた場合、写真資料の利用希望については作家等の承諾書の添付を要する申請書の提出や内部決裁に関するフローが存在するのに対し(同(1)①)、その他の利用方法による利用希望については同様のフローは定められておらず、個別事案ごとに対応が行われていたようである(同(1)②及び(2))。

本件のような長野県立美術館内におけるミス・コミュニケーションやこれに起因して作家等からの許諾取得が漏れるという事態を捕捉するため、最低限のチェック体制すら一切整備されていなかったことは、本件の原因の一つとして指摘せざるを得ない。特に、長野県立美術館に委託された本来業務としての、撮影のための立ち入り許諾に伴って撮影される作品がどのように用いられるかという点についてまで思い及んでいなかったきらいがある。この点の認識・理解のすれ違いが、本件を生じさせたという側面は否定し難い。

したがって、今後は、少なくとも作家等からの適切な(撮影のための立ち入りの前提となる撮影)許諾取得を担保するためのフローと、ダブルチェックできる体制(作家等とのやり取りの記録体制を含む)を定めておくべきである。加えて、そのフロー(手続フォーム)のなかには、撮影物の二次利用方法について、利用希望者自身がアーティストから許諾を得るべきことの説明を含むべきである。例えば、所蔵作品の利用希望時は、必ず(写真資料の利用時に限らず)利用希望者に対して、作家等から作品の利用許諾を受けた旨を証する書面(作家等の承諾書等)の提出を求める方法や、定期的に担当者以外も交えてその書類を当該利用の実施前に確認する体制を構築するという方法が考えられるであろう。

もともと、所蔵作品の利用方法等や当該利用に係る作家等の意向は様々であるから、画一的且つ詳細な申請書フォームや決裁フローを定めることは、かえって個別の事案に応じた柔軟かつ適切な対応を阻害し、作家の意向を阻害することにつながりかねない。

例えば、中谷氏側のヒアリングによれば、長野県立美術館の建物外観を撮影するに際して「霧の彫刻」が映り込む場合に許諾を得る必要まではないが、商用目的での映像撮影や、霧を映像演出の一部と捉えられる形で使用することは原則不可であり、少なくとも、企画段階から中谷氏側の監修が必要となるとの趣旨の発言がある。また、実際に、2021年4月24日

に「霧の彫刻」の前で舞踊家の田中泯氏が「場踊り」¹¹を披露するイベントが開催され、これを撮影・編集した映像作品の制作が行われた際には、中谷氏が、自らリハーサルに同席して霧の噴出方法について関係者と調整を行い、更に、映像作品についても、事前チェックを行い霧の動き方・見え方や編集方法に関する細かな修正指示を出していたことが認められる。このように、中谷氏側には、「霧の彫刻」の利用方法等について、作品のコンセプトや作家としての思想・信念に基づきつつも、多様且つ柔軟な意向が見受けられる。

長野県立美術館としては、このような利用許諾に係る作家等の意向を尊重し、所蔵作品の適切な利用が促進されるよう、各作家等との間で所蔵作品利用に係る条件や、利用希望を受けた場合の許諾取得の方法等を予め確認し、また、「場踊り」のような過去の利用事例における手順を記録しておくなど、各作家等（場合によっては、各所蔵作品）に応じた個別の対応フローを備えておくことが重要であると考えます。

更に、作品・作家の担当学芸員が代わる際や、他の職員が一時的な担当者として当該所蔵作品を取り扱う際には、当該フローをまとめた資料等を作成し引き継いでいくなど、各作家等に応じた個別の対応方法を担当者間で共有できるような内部体制を構築することも推奨される。

3 「霧の彫刻」作品又は作家の意向に対する意識の不足

本件調査におけるヒアリングの結果、長野県立美術館の一部担当者から、「霧の彫刻」の特殊性ゆえに、同作品の著作権に関する認識が足りなかった、他の所蔵作品と同様に扱うべきか分からなかった等の発言が複数確認された。加えて、中谷氏側との間で「霧の彫刻」の利用許諾についてのメールをやり取りした際における A 学芸課長（担当学芸員）の粗雑な対応を見るに、長野県立美術館職員において「霧の彫刻」作品自体や中谷氏側の意向を尊重すべしという意識が欠けていたことが、本件の一因であると評価せざるを得ない。その原因は複合的なものと推認されるどころ、少なくとも、①「霧の彫刻」が「霧」によって形成される作品であり、その形は時々々の天候や温度等の条件に左右されるものであることや、長野県立美術館の屋外に（建物と一体化する形で）設置されている作品であること等、一般的な絵画や彫像などの所蔵作品とは大きく異なる特殊性を有していること、②本件調査開始時点において、「霧の彫刻」が長野県立美術館の所蔵作品データベースに登録されていなかったこと、及び③上記 2 のとおり、「霧の彫刻」の利用に係る条件や許諾取得の方法等の確認や、過去の利用事例における手順の記録など個別の対応フローの構築・共有が十分ではなかったこと等が指摘できるだろう。

しかし、上記第 3 の 3 (3) ア①で論じたとおり、業界外であればいざしらず、アート業界においては、(著作権法における著作物の定義に該当するか否かに拘わらず) 作品自体な

¹¹ https://nagano.art.museum/event/2021_event01

いしはその作家等の意向を尊重し、作品を取り扱わねばならないという慣例が確立されているという事実を閑却することはできない。更に、一般社団法人全国美術館会議¹²が定める「美術館の原則と美術館関係者の行動指針」¹³によれば、美術館に携わる者は、所蔵作品や作家等に対して敬意を払い、その多様性を尊重し、それぞれの権利、立場にも十分留意しなければならないと定められている。このことから、長野県立美術館の職員が「霧の彫刻」作品自体や中谷氏側の意向に敬意を払い、これを尊重して取り扱わねばならないことは明らかであり、この点においては、霧の彫刻とその他の所蔵作品の間の取扱いに相違がないことは言うまでもない。

たしかに、現代アートの世界では「霧の彫刻」のように、従前の絵画や彫刻等として一律に分類できない新たな表現方法による作品が数多く生まれている。作家の希望も、より多様になっているため、美術館側にとっては予算等のリソースの観点からも管理が難しい点がある。

しかし、作品を所蔵・管理する美術館側においては、これら新たな表現方法による作品についても、その他所蔵作品と同様に作品自体や作家の意向を尊重しつつ、適切な管理の方法を模索する必要がある。何よりも留意すべき点は、作家等の意向が過去どのように示されてきたかを確認し、そのうえで今回の利用についてどうするかを問い合わせる体制整備から始めることであろう。過去のやり取りを確認できる体制があれば、作家側の意向に反する対処をしてしまうリスクを軽減できるはずである。そして、適切な作品管理のためには、長野県立美術館の職員を対象に、著作権やその他作品・作家の権利、博物館・美術館やアート業界における業界慣行等、必要な知識・知見に関する教育・研修や意見交換の場を設けるなどの施策を継続して実施することも有益であると考えられる。

以上

¹² 本報告書作成日時点において、長野県立美術館は一般社団法人全国美術館会議の正会員である (https://www.zenbi.jp/link_hokushinetsu.php)。

¹³ <https://www.zenbi.jp/getMemFile.php?file=file-93-18-report.pdf>